

2013.11.29

# ゴルフ会員権の売却損

## 所得控除認めず

から年度か  
政府・与党検討

政府・与党は28日、ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却で生じた損失を、2014年度から所得控除の対象としない検討に入った。売却で損失が出た場合の所得税負担が増える。バブル期に高値で会員権を購入した人などが影響を受けそう

だ。  
不動産など生活に必要とされる資産は売却で損

これまでは、ゴルフ会員権やリゾート会員権も対象だった。例えば、課税所得700万円の会社員がゴルフ会員権の売却で400万円の損失が出たとする。課税所得から損失を差し引いて算出し

た所得税額は約20万円だ。今後、損失を差し引

けなくなると所得税額は約97万円となり、負担が

大きく増える。